

令和3年度大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金交付要領

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加により、ワクチン接種を促進するため、府内医療機関に対して、予算の定めるところにより、令和3年度大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年6月10日厚生労働省発医政0610第22号、厚生労働省発健0610第2号、厚生労働省発薬生0610第87号厚生労働事務次官通知の別紙）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 この協力金の交付対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、集合契約方式による市町村との委託契約を締結してワクチンの配分、供給が受けられる府内医療機関のうち、知事が適当と認めるものとする。

(対象事業等)

第3条 この協力金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び協力金の額は、別表のとおりとし、府の予算の範囲内で交付するものとする。

(実績報告)

第4条 交付対象事業者は、協力金の支給を受けようとするときは、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式第1号）
- (2) 個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(協力金の交付)

第5条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等の審査を行い適正であると認めたときは、交付すべき協力金の額を確定し、交付対象事業者に通知するとともに、15日以内に協力金を交付する。

(立入調査)

第6条 知事は、協力金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、協力金の交付を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(協力金の返還等)

第7条 知事は、協力金の交付を受けた補助事業者が、以下（1）から（3）のいずれかに該当するときは、期限を定めて協力金の返還を命ずることができる。

- (1) 正当な理由なく協力金の検査等を拒否したとき
- (2) 協力金に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (3) 虚偽の申請その他の不正な方法によって協力金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第8条 この事業により協力金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、協力金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

別表

交付対象事業及び協力金の額
(1) 診療所への支援
①週100回以上の接種を7月末まで、8・9月、10・11月に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
②週150回以上の接種を7月末まで、8・9月、10・11月に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円
③50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。
(同一日に①、②及び③の支援重複は不可)
(2) 病院への支援
①50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。
②特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月、10・11月に4週間以上ある場合には、①に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。
医師 1人1時間当たり 7,550円
看護師等（※） 1人1時間当たり 2,760円

※看護師等は、接種業務に従事した者を指し、薬剤師・事務職員を含む。